

目次

「電気需給契約」重要事項説明書	2
関西エリア料金表（ベース、家庭用ガス発電、新生活応援、ファミリー応援、動力用）	8
スタイルプラン S 要綱	14
スタイルプラン P 要綱	16
スタイルプラン d、d-B 要綱	19
スタイルプラン E-ZERO、E-ZEROB、E-ZERO 動力 要綱	21
スタイルプラン E-SHARE 要綱	24
ウィズ radiko プラン 要綱	25
ウィズ ABEMA プラン 要綱	28
JO1 でんき 要綱	30
MY 蓄電プラン+（プラス） 要綱	35
MY EVプラン 要綱	37
関西エリア以外(北海道・東北・中部・北陸・中国・四国・九州)料金表（ベース、新生活応援）	39
節電オプション実施要項	45
いっとくパスオプション実施要項	48
いっとくパス Prime 会員規約	51

- 小売電気事業者 大阪ガス株式会社(小売電気事業者登録番号 A0048)
- 事業者住所 大阪市中央区平野町四丁目 1 番 2 号
- お問い合わせ先 大阪ガスグッドライフコール 0120-000-555(全日 9時～19時)
※非常時等にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。

「電気需給契約」重要事項説明書

1. 個人情報の取り扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、送配電事業者または配電事業者（以下、「送配電事業者等」といいます。）、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

2. 契約のお申込みについて

- 当社と電気需給契約を締結することを希望される場合は、当社または当社の指定店に直接お申込みいただくほか、電話、インターネット等によりお申込みいただけます。
- 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況（すでに消滅しているものを含む当社との他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には、お申込みを承諾できないことがあります。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者から当社に変更される場合には、現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は当社が代行して行います。

3. 契約内容について

- 契約内容の詳細は当社の電気供給約款によるものといたします。
- 当社は電気事業法において定められている契約締結前及び契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、「電気需給契約」重要事項説明書及び電気供給約款を当社ホームページに掲載する方法によりこれを提供します。
- 当社は、電気供給約款を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の電気供給約款によります。お客さまは、変更後の電気供給約款に異議がある場合、解約することができます。
- 当社は、電気供給約款又は需給契約の内容を変更した場合、変更後の電気供給約款を当社のホームページに掲載する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- 電気供給約款又は需給契約の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。
- 電気供給約款又は需給契約の内容について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、これを行わないものといたします。

4. 供給開始時期について

- 電気需給契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者等との託送供給契約の締結等、当社による必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。他社から切り替えられる場合の供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されて

いる場合はお申込みから 2～3 週間後、スマートメーターが現在設置されていない場合はお申込みから 2 週間～1 か月半後となります。

ただし、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合や、お知らせした供給開始予定日が、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

- 現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者等がスマートメーターを設置いたします。
- 供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の 2 営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

5. 料金メニュー・オプション割引の適用条件について

- 料金メニューおよびオプション割引は、お客さまからのお申込みに基づき適用条件を満たす場合に適用いたします。
- お申込みの際、当社は対象機器の所有状況等を確認させていただきます。当社が必要とする場合は対象機器の実際の所有状況等の確認にご協力いただくことについて承諾させていただきます。
- 対象機器の撤去や当社と締結するガスの使用契約の解約等で料金メニューまたはオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡していただきます。この場合、料金メニューまたはオプション割引の適用は当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。
- 料金メニューまたはオプション割引の適用条件を満たさないで電気をご使用の場合、電気供給約款に基づき本来お支払いいただくべきであった金額とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

6. 料金について

- 電気料金には毎月、燃料費調整額を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。

電気料			=					
本体料				燃料費等調整額^{※2,3}		再生可能エネルギー発電促進賦課金^{※2}		
最低料金 または 基本料金	+	電力量 料金単価 × ひと月のご使用量	-	オプション 割引 ^{※1}	±	燃料費調整単価 × ひと月のご使用量	+	再生可能エネルギー 発電促進賦課金単価 × ひと月のご使用量

※1 オプション割引のある料金メニューの場合。

※2 最低料金分については最低料金に適用される燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

※3 適用エリアでは離島ユニバーサルサービス調整額も加減いたします。

- 燃料費が高い場合およびお客さまの電気の使用状況によっては、これまでの料金と比べ高くなる場合があります。
- 料金シミュレーション結果は、お客さまの電気使用実績に基づく推定値となります。ご使用状況や気候の変化等による電気ご使用量の変動、燃料費等調整額等の事由により、料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。

7. 料金算定の方法とお支払いについて

- 検針および使用量の算定は、送配電事業者等が託送供給等約款等に基づき行います。その結果を当社が受け取り電気供給約款の定めに基づき電気料金を算定いたします。
- 料金算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の

供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

- 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金算定期間が 29 日以下または 36 日以上となった場合や、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間が 24 日以下または 36 日以上となった場合には、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。その場合には、所定の計算式に基づき、基本料金または最低料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階制の電力量料金についてはそれぞれの段階の範囲を日割計算によって区分し、算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が 36 日以上となった場合を除きます。
- 電気のご使用量および電気料金は、当社の会員専用サイト「マイ大阪ガス」にてお知らせいたします。当社の電気をご契約されている方は、マイ大阪ガスにご加入いただけます。マイ大阪ガスのご利用に際しては「マイ大阪ガスご利用規約」をご確認ください。
- 当社のガスをご契約のお客さまは、電気料金を翌月のガス料金と合わせて、ガス料金を支払われる場合と同じ方法にてお支払いいただけます。この場合、電気料金は翌月のガス検針時にお渡しする「ご使用量のお知らせ」でもお知らせいたします。ただし、電気検針日とガス検針日の日程等によっては、「ご使用量のお知らせ」にてお知らせできない場合や、翌月のガス料金と合わせてご請求できない場合がございます。また、お客さまのご契約内容によっては、「ご使用量のお知らせ」にてお知らせできない場合があります。

当社のガスをご契約でないお客さまは、マイ大阪ガスにて料金をお知らせした後に請求いたします。

- 電気料金は当社の電気供給約款に定める方法（口座振替、クレジットカード払いまたは当社が指定する方法）で、支払期日までに毎月お支払いいただけます。支払期日は、電気供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。
- 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、電気供給約款の定めに基づき延滞利息を申し受けます。
- 支払期日を経過してもなお料金（当社とその他の契約の料金を含みます。）、延滞利息または電気供給約款に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等当社が電気供給約款で定める一定の事由に該当するときは、当社は 15 日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。電気の解約に先立ち、請求書をお送りするときは、当社は、そのお客さまに対し、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として 330 円（税込）を申し受けます。

8. 燃料費調整について

- 原油や LNG、石炭価格の変動を燃料費調整によって毎月の電気料金に反映いたします。
- 各月に適用する燃料費調整単価は、3 か月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2 か月後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて(例)】

1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
1～3 月の貿易統計価格					6 月分 電気料金	
	2～4 月の貿易統計価格					7 月分 電気料金

- 燃料費調整額の算定に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格（関西エリアの場合、27,100 円/kl）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次のとおり算定いたします。


	平均燃料価格	燃料費調整	燃料費調整の算定方法
基準燃料価格 27,100 円/kl	27,100 円/kl を上回る場合	プラス 調整	燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 27,100 円/kl) × 基準単価 / 1,000
	27,100 円/kl 以下の場合	マイナス 調整	燃料費調整単価 = (27,100 円/kl - 平均燃料価格) × 基準単価 / 1,000

- 関西エリアの場合、平均燃料価格は財務省貿易統計をもとに次のとおり算定いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma \quad (100 \text{ 円未満四捨五入})$$
 - A : 平均燃料価格算定期間における 1kl あたりの平均原油価格 $\alpha : 0.0140$
 - B : 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均 LNG 価格 $\beta : 0.3483$
 - C : 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均石炭価格 $\gamma : 0.7227$
- 関西エリアの場合、基準単価は下記の通りとなります。

区分		基準単価
最低料金が適用されるメニュー	最初の 15kWh まで	2.475 円
	15kWh をこえる 1kWh につき	0.165 円
上記以外のメニュー	1kWh につき	0.165 円

- 各月に適用する燃料費調整単価は適用の 2 か月前の月末に当社ホームページにてお知らせいたします。最新の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、当社ホームページにてご確認ください。
- 関西エリア以外の基準燃料価格や平均燃料価格の算定方法、基準単価、燃料費調整単価等については、当社ホームページにてご確認ください。



8. 市場価格調整について

- MY 蓄電プラン+ (プラス) などの一部の料金メニューに関しては、一部時間帯において日本卸電力取引所 (JEPX) のスポット市場価格等によって次のとおり算定された市場価格調整単価が各料金メニュー (市場価格調整単価が適用されるものに限る) に定める基準単価を下回った場合に適用され、毎月の電気料金に反映いたします。

【市場価格調整単価の算定方法】

市場価格調整単価 = 平均市場価格[※] × 法定税率 (1.1) ÷ 損失率 (0.93) + 託送費等 (15.61 円) - 燃料費調整単価

※各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の時間帯区分 (料金メニューごとに定義) における平均値

【各月の適用料金の判定について】

基準単価	>	市場価格調整単価	の場合、市場価格調整単価を適用
基準単価	<	市場価格調整単価	の場合、基準単価を適用

- 各月に適用する市場価格調整単価は、1 か月間のスポット市場価格の平均等に基づき算定し、2 か月後の電気料金[※]に反映いたします。
 ※市場価格調整単価が適用される料金メニューにおいては、原則として、検針日単位で電気料金に反映いたします。ただし、MY 蓄電プラン+ (プラス) では、月単位で電気料金に反映いたします (例: 1 月 21 日 ~ 2 月 20 日のスポット市場価格を 4 月 1 日 ~ 4 月 30 日の電気料金に反映)。

【料金への反映タイミングについて(例)】

1月	2月	3月	4月	5月
	1月21日～2月20日の スポット市場価格		4月分 電気料金	
		2月21日～3月20日の スポット市場価格		5月分 電気料金

- 各月に適用する市場価格調整単価は、適用の2か月前の月末に当社ホームページにてお知らせいたします。最新の市場価格調整単価については、当社ホームページにてご確認ください。
<https://home.osakagas.co.jp/electricity/price/marketlinked.html>

9. 契約期間、契約の変更および解約について

- 契約期間のご契約された料金メニュー・オプション割引に別段の定めがある場合を除き、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を当社から他の小売電気事業者に変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し契約のお申込みをしていただきます（当社への解約のお申し出は不要です）。
- 契約の変更や解約を希望される場合は、大阪ガスグッドライフコールへお申し付けください。転宅等により解約される場合は、解約を希望される日の前日の15時まで当社へお申し出いただく必要があります。
- 契約期間満了に先だてて需給契約の解約または変更がない場合は、契約期間満了後も同一条件、同一期間で自動更新いたします。更新後の契約期間等は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- 解約金の定めのある契約については、当社指定期間外での契約変更または解約に対し、解約金を申し受けます。上記期間の到来は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく、または送配電事業者等による最終保障供給をお申込みいただく必要があります。
- お客さまが、当社に通知をされずに需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかな場合や、お客さまの責めとなる理由により保安上の危険を生じた場合等には、当社は需給契約を解約することがあります。

10. 契約の更新について(解約金の定めのある料金種別の場合)

- 契約期間満了の1か月前を目処に、契約満了となる旨を通知いたします。
- 契約の変更や解約を希望される場合は、当社の指定する期日までにお問い合わせ先までお電話にてお申し出ください。
- 他社に切り替えられる場合は、新たな小売電気事業者に対しお申込みください。（当社へのご連絡は不要です。）契約満了日の1か月後までに、新しい契約先への切り替えが完了すれば、解約金は発生いたしません。
※当社が指定する期日までに解約や変更のお申し出がない場合や、契約満了日までに他社への切り替え手続きが完了しない場合、契約満了日をもって従前と同一の内容で契約を更新いたします。

11. その他

- 託送供給等約款等の定めに従い、供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト、動力契約の場合は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなり、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとなります。
- 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとなります。契約電流のご希望がある場合は、大阪ガスグッドライフコールへお申し付けください。ただし、需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合は、お客さまから申し出がない場合、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流の値といたします。また、引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始される場合の契約電流は、お客さまから申し出がない場合、原則として当社への申込み時点で、当該需要場所に送配電事業者等が設置している設備において使用できる最大電流の値といたします。なお、当社への申込み時点で、当該需要場所に送配電事業者等が設置している設備において使用できる最大電流の値が設定されていない場合は、40 アンペアといたします。
- 契約容量、契約電力は、需要場所における小売事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の値とするほか、電気供給約款の定めに従い定めることといたします。
- お客さまが新たに電気を使用される場合等で、新たに配電設備や供給設備等を施設するときや、新たな電気の使用等にもなわなないでお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- 送配電事業者等の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社は損害賠償責任を負わないものといたします。
- ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。
- 当社または送配電事業者等が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款等におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。また、分散型発電システム等の系統連系申請中に小売電気事業者を変更した場合、系統連系の再申請が必要となる可能性があります。

関西エリア料金表（ベース、家庭用ガス発電、新生活応援、ファミリー応援、動力用）

ベースプラン A(関西電力従量電灯 A 相当)料金表

最低料金（最初の 15kWh まで）		単位	料金単価（税込）
		1 契約	466.57 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.21 円
	120kWh をこえ 350kWh まで		25.20 円
	350kWh をこえる分		28.01 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ベースプラン A-G(関西電力従量電灯 A 相当)料金表

最低料金（最初の 15kWh まで）		単位	料金単価（税込）
		1 契約	466.57 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.21 円
	120kWh をこえ 350kWh まで		24.80 円
	350kWh をこえる分		27.72 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- ③ 次のいずれかに該当すること。
 - a：同一の需要場所において、同一の名義により、当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。
 - b：一般ガス導管事業者が定める託送供給約款別表第 1 の供給区域外における需要で、同一の需要場所において、当社が製造した家庭用高効率給湯器、家庭用ガスふろ給湯器、家庭用ガス温水床暖房システムまたは家庭用空調機器を設置していること。
 - c：集合住宅における需要で、当該集合住宅において当社が指定する熱供給事業による熱が供給

されていること。

家庭用ガス発電プラン(関西電力従量電灯 A 相当)料金表

最低料金 (最初の 15kWh まで)		単位	料金単価 (税込)
		1 契約	466.57 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.21 円
	120kWh をこえ 350kWh まで		24.80 円
	350kWh をこえる分		27.72 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- ③同一の需要場所において、当社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置していること、または、他社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置しており、かつ、同一の名義により、当社もしくは当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること、もしくは当該家庭用コージェネレーションシステムの保守契約を締結していること。

対象機器の撤去などで当該料金メニューの適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかに当社に通知していただきます。

新生活応援プラン (関西電力従量電灯 A 相当)料金表

※関西エリア以外は「ベースプラン(北海道・東北・中部・北陸・中国・四国・九州)料金表」を参照ください。

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1 契約	200.00 円
電力量料金	最初の 20kWh まで	1kWh	0.00 円
	20kWh をこえ 350kWh まで		26.75 円
	350kWh をこえる分		27.72 円

オプション割引	新生活セット割	基本料金を0円とする。
---------	---------	-------------

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

【オプション割引について<関西エリア>】

新生活セット割引は、次のいずれかに該当する場合に、お客さまのお申込みにもとづき適用いたします。

- ①同一の需要場所において、同一の名義により、当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。
- ②一般ガス導管事業者が定める託送供給約款別表第1の供給区域外における需要で、同一の需要場所において、当社が製造した家庭用高効率給湯器、家庭用ガスふろ給湯器、家庭用ガス温水床暖房システムまたは家庭用空調機器を設置していること。
- ③集合住宅における需要で、当該集合住宅において当社が指定する熱供給事業による熱が供給されていること。

【特典のお申込み】

特典のご利用には、お申込みいただく必要がございます。

お申込み手続き等の詳細は、電気のご契約後にお届けする「電気ご契約内容に関するご案内」よりご確認ください。

ファミリー応援プラン（関西電力従量電灯 A 相当）料金表

基本料金		単位	料金単価（税込）
		1 契約	411.57 円
電力量料金	最初の 300kWh まで	1kWh	21.90 円
	300kWh をこえ 350kWh まで		22.90 円
	350kWh をこえる分		27.69 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流または最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ベースプラン B（関西電力従量電灯 B 相当）料金表

基本料金	単位	料金単価（税込）
	1kVA	437.88 円

電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	17.78 円
	120kWh をこえ 350kWh まで		21.01 円
	350kWh をこえる分		23.34 円

オプション割引	長期2年	2%引き
	動力セット	3%引き

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	あり (8,800円※)

※ただし、オプション割引をご契約の場合に限ります。

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。なお当該料金メニューの契約容量は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約容量の値といたします。

【オプション割引・解約金について】

長期 2 年割引、動力セット割引：契約期間を割引が適用される日から 2 年目の日までとし、契約期間途中で、需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止、当社による解約、または割引の適用の除外が発生し、その契約期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に、原則として、解約金 8,800 円を申し受けます。また、動力セット割引については、契約期間途中で、動力用プランの廃止または解約があり、割引の適用条件を満たさなくなった場合、その直後の検針日以降は長期 2 年割引を適用するものいたします。長期 2 年割引と動力セット割引は重複して適用することはできません。

電気を全く使用しなかった月は、基本料金に 45%の割合を乗じて算定した金額といたします。

ベースプラン B-G (関西電力従量電灯 B 相当)料金表

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1kVA	431.36 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	17.09 円
	120kWh をこえ 350kWh まで		20.88 円
	350kWh をこえる分		23.13 円

オプション割引	長期2年	2%引き
	動力セット	3%引き

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

解約金	あり (8,800円※)
-----	--------------

※ただし、オプション割引をご契約の場合に限ります。

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ① 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- ③ 次のいずれかに該当すること。
 - a：同一の需要場所において、同一の名義により、当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。
 - b：一般ガス導管事業者が定める託送供給約款別表第1の供給区域外における需要で、同一の需要場所において、当社が製造した家庭用高効率給湯器、家庭用ガスふろ給湯器、家庭用ガス温水床暖房システムまたは家庭用空調機器を設置していること。
 - c：同一の需要場所において、当社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置していること、または、他社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置しており、かつ、同一の名義により、当社もしくは当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していることもしくは当該家庭用コージェネレーションシステムの保守契約を締結していること。なお当該料金メニューの契約容量は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約容量の値といたします。
 - d：集合住宅における需要で、当該集合住宅において当社が指定する熱供給事業による熱が供給されていること。
 - e：集合住宅の共用部分における需要で、当該需要場所において当社または当社が指定する事業者との間でガスの使用契約を締結しておらず、当該集合住宅の入居者のいずれかが当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。

【オプション割引・解約金について】

長期2年割引、動力セット割引：契約期間を割引が適用される日から2年目の日までとし、契約期間途中で、需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止、当社による解約、または割引の適用の除外が発生し、その契約期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に、原則として、解約金8,800円を申し受けます。また、動力セット割引については、契約期間途中で、動力用プランの廃止または解約があり、割引の適用条件を満たさなくなった場合、その直後の検針日以降は長期2年割引を適用するものといたします。長期2年割引と動力セット割引は重複して適用することはできません。

電気を全く使用しなかった月は、基本料金に45%の割合を乗じて算定した金額といたします。

動力用プラン (関西電力低圧電力相当)料金表

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1kW	1,076.07円
電力量料金	夏季料金	1kWh	14.34円
	その他季料金		12.85円

夏季：7月～9月のご使用分に適用

その他季：1月～6月および10月～12月のご使用分に適用

動力用プラン単体でのお申込みはできません。

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所においてあわせて契約する従量電灯の最大需要容量または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
- ③ 同一の需要場所において、同一の名義により、当社の従量電灯とあわせて契約すること。なお当該料金メニューの契約電力は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約電力の値といたします。

電気を全く使用しなかった月の基本料金は半額といたします。

スタイルプラン S 要綱

1. 料金の特徴

- スタイルプラン S は、「住ミカタ・保証パック」が付帯したプランです。住ミカタ・保証パックの料金（990円（税込）相当）は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

2. 住ミカタ・保証パックの提供条件

- 住ミカタ・保証パックの提供を受けるには、同一の需要場所（お客さまが所有する※1専用住宅※2における需要に限ります。）において、同一の名義により、当社とガスの使用契約を締結しその供給が開始している必要があります。
- スタイルプラン S をご契約中で、上記条件を満たしている期間につき、住ミカタ・保証パックを提供します。スタイルプラン S のご契約中に上記条件を満たさなくなった場合、当該事由発生日以降、住ミカタ・保証パックの提供は停止されますが、スタイルプラン S の契約は継続します。
- また、不払いその他の事由により、スタイルプラン S が解約となった場合は、当該事象発生日以降、住ミカタ・保証パックの提供は停止されます。
 - ※1：修理費用は物件の所有者が支払うことが一般的であるため、賃貸住宅にお住まいの場合、サービスの提供はできません。
 - ※2：居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。

3. 住ミカタ・保証パックの提供開始日

- 住ミカタ・保証パックの提供は、需給開始予定日に応じて、原則として以下に定める日より開始するものとします。なお、以下に定める提供開始日から住ミカタ・保証パックの提供を開始できない場合は、別途当社が定める日から提供を開始します。
- 住ミカタ・保証パックの提供開始日は、当社が適当と判断する方法により通知します。

需給開始予定日	住ミカタ・保証パックの提供開始日
1日～15日	当月の25日
16日～末日	翌月の10日

4. 住ミカタ・保証パックの内容に関する注意事項

<機器保証サービス>

- ご依頼はグッドライフコール 0120-000-555 へお電話いただくものとします。
- 明らかにサービス対象外の事象への対応を求められた場合、契約・解約の繰り返しがある場合その他当社または大阪ガスサービスチェーンが適当でないと判断した場合、サービスの提供をお断りすることがあります。
- 大阪ガスブランドの機器だけでなく、他のメーカーブランドの機器も保証の対象となります。（一部対象外となるメーカーがあります。）
- 対象となる機器ごとの保証期間は以下の通りとし、その間の技術料および部品代は無償といたします。（メーカー保証期間を含みます。）

対象機器	期間（最大）
ガス給湯器および 温水暖房端末	購入年月日から10年 （ベターリビング認定品以外の場合は7年）
ガスビルトインコンロ	購入年月日から8年

ガス据置コンロ	購入年月日から6年
<ul style="list-style-type: none"> ● 購入年月日（メーカー保証開始日）がご不明な場合、または大阪ガス以外のメーカーの製品をご使用の場合、保証期間の起算日は製造年月といたします。購入年月日、製造年月ともにご不明な場合、サービスの提供はできません。 ● ガス給湯器と温水暖房端末のメーカーが異なる場合、保証対象外となる場合があります。 ● 故障の内容によっては、保証期間内であっても有償対応となる場合があります。 	

5. 当社によるプラン変更・廃止について

<ul style="list-style-type: none"> ● <u>当社は、住ミカタ・保証パックの料金に変更となった場合に、次の手順に従いスタイルプランSの電気料金その他を変更することがあります。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>当社は、事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。</u> (2) <u>お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいたしません。</u> (3) <u>お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。</u>

料金表

最低料金（最初の15kWhまで）		単位	料金単価（税込）
		1 契約	1,349.82 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.51 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		20.83 円
	300kWh をこえる分		28.59 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

スタイルプラン P 要綱

1. 料金の特徴

- スタイルプラン P は、ご契約いただくことで、当社がお送りする Amazon ギフトカードのギフトカード番号（以下、「ギフトカード番号」といいます。）により、アマゾンジャパン合同会社が提供する「Amazon プライム（5,900 円（税込）相当、2024 年 1 月 31 日現在）」がご利用可能になるプランです。

2. ギフトカード番号について

- 当社は、スタイルプラン P を契約のお客さまに対して、スタイルプラン P の新規契約時（当社の他の契約種別からの変更時を含みます。）および契約更新時に、5,900 円分（2024 年 1 月 31 日時点の Amazon プライム年会費相当）のギフトカード番号を通知します。
- 通知ハガキに記載の所定の方法にて、Amazon の WEB サイト上に、お客さまご自身でギフトカード番号を入力していただくことにより、Amazon プライムを 1 年間ご利用いただくことができます。なお、Amazon プライム年会費が変更となった場合等には、契約更新や Amazon ギフトカードの発送時期によっては、お客さまにて、別途金額負担いただく必要が生じることがあります。
- ギフトカード番号を受け取られましたら、速やかに入力してください。
- お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- お申込みまたは契約更新から、ギフトカード番号の通知まで、最長で 2 か月程度を要します。あらかじめご了承ください。ギフトカード番号登録前に Amazon プライムをご契約される場合、またはギフトカード番号登録前に Amazon プライムの契約を更新される場合、ギフトカード番号を登録するまでの期間の Amazon プライム会費は、お客さまのご負担となります。ご注意ください。（さかのぼってギフトカード番号を適用することはできません。）
- Amazon ギフトカード番号をプライム会費に適用したい場合は、ギフトカード番号をアカウントへご登録の上、プライム会費の支払方法設定画面で「ギフトカード残高を適用」のチェックをいれていただくことで、次回 Amazon プライム会員の更新時の支払いにお客さまの Amazon ギフトカード残高が優先的に使用されます。（ただし、更新時点で Amazon ギフトカード残高がプライム会費に不足する場合は、差額がお客さまが登録されている支払手段（クレジットカード等）に対して請求されます。
- Amazon ギフトカードを Amazon プライム年会費の支払いに適用させる場合、Amazon プライム更新日にギフトカード残高から支払われるものであり、ギフトカード交換日ではありませんのでご注意ください。
- ギフトカード番号の通知後は、事情に関わらず、新たなギフトカード番号の発行及び返却はできません。あらかじめご了承ください。
- ギフトカード番号を当社のガス・電気料金等へ充当することはできません。
- Amazon プライムのサービス内容については、アマゾンジャパン合同会社が定める、Amazon プライム会員規約に基づくものといたします。Amazon プライム会員規約の変更により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。
- Amazon プライムのご利用にはクレジットカードの登録が必要です。
- Amazon ギフトカードは、Amazon サイト内での買い物でもご利用いただけます。

3. 契約の更新について

- ご契約期間満了 1 か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、所定の期間内にお手続きください。所定の期間内に契約種別の変更や解約のお手続きがない場合は、所定の期間の経過をもって、契約期間満了後も 1 年間同一条件で継続されるものといたします。

4. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中で、お客さまにスタイルプラン P の適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間（1 か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、1 か月あたり 490 円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。
また、解約金はギフトカード番号のご使用有無にかかわらず請求いたします。

5. Amazon プライムの退会処理について

- スタイルプラン P の解約後、Amazon プライムの継続利用を希望されない場合は、お客さまにて、Amazon プライムの退会手続きを行ってください。
- Amazon プライムの退会手続きを行わない場合、当社が通知したギフトカード番号による Amazon プライムの利用期間終了後は、お客さまに Amazon プライム会費が課金されることとなりますので、ご注意ください。

6. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、お申込みを承諾できない場合があります。

7. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社は、Amazon プライム年会費が変更となった場合に、次の手順に従いスタイルプラン P の電気料金その他を変更することがあります。
 - (1) 当社は、事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
 - (2) お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいたしません。
 - (3) お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

8. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、スタイルプラン P への変更によりデメリットが生じる場合があります。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。
- 本プロモーションは大阪ガス株式会社による提供であり、本件に関するお問い合わせは Amazon ではお受けしておりません。お問い合わせは大阪ガス株式会社（0120-000-555 受付時間:全日 9 時～19 時）までご連絡ください。
- Amazon プライムの年会費は、大阪ガスが負担しています。
- Amazon、Amazon.co.jp、およびそれらのロゴは Amazon.com, Inc. またはその関連会社の商標です。

料金表

最低料金（最初の 15kWh まで）		単位	料金単価（税込）
		1 契約	855.64 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.46 円
	120kWh をこえ 360kWh まで		24.72 円
	360kWh をこえる分		28.59 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	あり(490円(税込)×残存月数)

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

スタイルプラン d、d-B 要綱

1. 料金の特徴

- スタイルプラン d、d-B は、毎月の電気料金に応じて、d ポイントが付与されるプランです。

2. d ポイントの付与

- ポイントの付与を受けるには、d アカウントおよび d ポイントクラブ会員資格を保有している必要があります。
- 電気の需給開始後に、マイ大阪ガス経由で d アカウントの ID とパスワードを入力いただきます。お客さまが d アカウントの ID 等を入力しない場合、d ポイントは付与されません。
- d ポイントは、料金の算定後 2 週間を目途に株式会社 NTT ドコモより付与されます。その際に、当社から株式会社 NTT ドコモに対して、ご登録いただいたお客さまの情報を提供します。付与された d ポイントは、株式会社 NTT ドコモが提供する d ポイントクラブサイトにて確認することができます。
- お客さまがマイ大阪ガスに登録した d アカウントの ID が失効した場合や、d ポイントクラブを退会された場合その他の株式会社 NTT ドコモが定める d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約に定める d ポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合、当該事由発生日以降、d ポイントは付与されません。なお、上記の事由により、d ポイントが付与されなくなった場合であっても、スタイルプラン d の契約は継続されます。
- お客さまがマイ大阪ガス経由で d アカウントの ID とパスワードを入力されない場合や、お客さまがマイ大阪ガスに登録した d アカウントが失効した場合、d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約に基づく d ポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合、株式会社 NTT ドコモが d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約を変更した場合など、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

<d ポイントの計算方法>

お客さまに付与される d ポイントは、毎月の電気料金に応じて、下表の乗率で計算いたします。なお、計算結果については、1 円を 1 ポイントと読み替えることといたします。

契約種別	※の計算結果	付与率
スタイルプランd	1,000円以上6,000円未満の場合	1%
	6,000円以上7,000円未満の場合	3%
	7,000円以上12,000円未満の場合	5%
	12,000円以上の場合	6%
スタイルプランd-B	1,000円以上20,000円未満の場合	1%
	20,000円以上40,000円未満の場合	3%
	40,000円以上60,000円未満の場合	5%
	60,000円以上の場合	6%

※お客さまに付与する d ポイントの計算に用いる金額は、電気供給約款に基づき算定された電気料金から燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び消費税等相当額を除いたものとなります。なお、消費税等相当額は、以下の算式により算定された金額とし、1 円未満の端数は切り捨てます。

$1 \text{ か月の使用電力量に基づき料金表によって算定された金額} \times 10 / 110$

また、d ポイントの計算に用いる金額は 1,000 円単位とし、1,000 円未満の端数は、100 円の位で切り捨てます。

3. その他

- d アカウントに関する事項および d ポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他の d ポイントの内容に関する事項は、別途株式会社 NTT ドコモが定める d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約に基づくものとします。

スタイルプラン d 料金表

最低料金（最初の 15kWh まで）		単位	料金単価（税込）
		1 契約	522.57 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.20 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		25.60 円
	300kWh をこえる分		28.58 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

スタイルプラン d-B 料金表

基本料金		単位	料金単価（税込）
		1kVA	447.19 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	17.80 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		21.01 円
	300kWh をこえる分		23.51 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。なお、当該メニューの契約容量は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約容量の値といたします。

電気を全く使用しなかった月は、基本料金に 45%の割合を乗じて算定した金額といたします。

スタイルプラン E-ZERO、E-ZEROB、E-ZERO 動力 要綱

1. 料金の特徴

- スタイルプラン E-ZERO は、電源の全量が、当社または当社の関連会社が保有および調達する FIT 電源[※]と非 FIT 電源（以下、「当該電源」といいます。）により構成されるプランです。また、あわせて当社が非化石証書を調達することで、供給する電気が実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与するとともに、当該電気の CO2 排出量を実質的にゼロとします。
 ※当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客さま以外の方も含め、電気をご利用の全ての皆さまから集めた賦課金により賄われております。この電気は非化石証書を使用しない場合、再生可能エネルギーとしての価値や CO2 ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力発電なども含めた全国平均の電気の CO2 排出量を持った電気として扱われます。

2. お申込みについて

- 当社の供給余力の範囲を超えると考えられる場合、お申込みをお断りすることがあります。

3. 契約期間・更新について

- お客さまとの需給契約を開始した年については、需給開始日から需給開始日以降最初に到来する 3 月末日までとし、以降は 4 月 1 日から翌年の 3 月末日までとします。
- 契約期間満了に先立って、次の契約期間の契約内容についてご案内いたします。お客さまからの別段の申し出がない場合、当該条件にて契約を更新します。

4. 電源構成・非化石証書の計画値・実績値

- 本プランの販売電力量に占める当該電源および非化石証書の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。
 なお、2024 年度の計画値は、以下の通りです。
 電源構成：FIT 電源・非 FIT 電源 100%
 非化石証書：非化石証書（再エネ指定）100%

5. 免責事項

- 電力需給の状況によっては、当社が保有するその他の電源や、市場調達等の方法により、当該電源以外の電気を供給する場合があります。また、非化石証書の調達状況によっては特定電源価値を付与できない場合や、実質的に CO2 排出量がゼロとならない場合もあります。

スタイルプラン E-ZERO 料金表

最低料金（最初の 15kWh まで）		単位	料金単価（税込）
		1 契約	466.57 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	22.20 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		25.99 円
	300kWh をこえる分		29.68 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

解約金	なし
-----	----

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

スタイルプラン E-ZEROB 料金表

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1kVA	415.51 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	18.37 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		21.40 円
	300kWh をこえる分		24.15 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。なお、当該メニューの契約容量は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約容量の値といたします。

電気を全く使用しなかった月は、基本料金に 45%の割合を乗じて算定した金額といたします。

スタイルプラン E-ZERO 動力料金表

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1kW	1,076.07 円
電力量料金	夏季料金	1kWh	16.34 円
	その他季料金		14.85 円

夏季：7月～9月のご使用分に適用

その他季：1月～6月および10月～12月のご使用分に適用

動力用プラン単体でのお申込みはできません。

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所においてあわせて契約する従量電灯の最大需要容量または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
- ③ 同一の需要場所において、同一の名義により、当社の従量電灯とあわせて契約すること。なお当該料金メニューの契約電力は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約電力の値といたします。

電気を全く使用しなかった月の基本料金は半額といたします。

スタイルプラン E-SHARE 要綱

1. 料金の特徴

- スタイルプラン E-SHARE は、電源の全量が、余剰電力の売電が可能な家庭用コージェネレーションシステム（以下、「当該電源」といいます。）により構成されるプランです。

2. お申込みについて

- 当社の供給余力の範囲を超えると考えられる場合、お申込みをお断りすることがあります。

3. 契約期間・更新について

- お客さまとの需給契約を開始した年については、需給開始日から需給開始日以降最初に到来する 3 月末日までとし、以降は 4 月 1 日から翌年の 3 月末日までとします。
- 契約期間満了に先立って、次の契約期間の契約内容についてご案内いたします。お客さまからの別段の申し出がない場合、当該条件にて契約を更新します。

4. 電源構成の計画値・実績値

- 本プランの販売電力量に占める当該電源の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。
なお、2024 年度の計画値は、以下の通りです。
余剰電力の売電が可能な家庭用コージェネレーションシステム：100%

5. 免責事項

- 電力需給の状況によっては、当社が保有するその他の電源や、市場調達等の方法により、当該電源以外の電気を供給する場合があります。なお、当該電源以外の電気を供給した場合であっても、当社はその責めを負いません。

料金表

最低料金（最初の 15kWh まで）		単位	料金単価（税込）
		1 契約	519.16 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.00 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		25.35 円
	300kWh をこえる分		28.30 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ウイズ radiko プラン 要綱

1. 料金の特徴

- ウイズ radiko プランは、株式会社 radiko が提供する「radiko プレミアム エリアフリープラン会員」（以下、「radiko プレミアム会員」といい、同会員に発行されるクーポンコードを「radiko プレミアム会員クーポンコード」といいます。）がセットになったプランです。radiko プレミアム会員の年間利用料金（月額 385 円（税込）×12 か月相当）は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

2. radiko プレミアム会員クーポンコードについて

- radiko プレミアム会員クーポンコードは電気需給契約が成立し、需給開始となった日以降に、ハガキ等当社が適当と判断する方法で通知いたします。
- radiko の WEB サイト上にて、お客さまご自身で radiko プレミアム会員クーポンコードを入力していただくことにより、radiko プレミアム会員を 1 年間ご利用いただくことができます。
- radiko プレミアム会員クーポンコードを受け取られましたら、速やかに入力してください。なお、現在 radiko プレミアム会員の方は、既存の radiko プレミアム会員の契約を解約いただいたのちに、radiko プレミアム会員クーポンコードを入力いただく必要があります。
- お申込みから、radiko プレミアム会員クーポンコードの通知まで、最長で 2 か月程度を要します。あらかじめご了承ください。radiko プレミアム会員クーポンコード登録前に radiko プレミアム会員をご契約される場合、radiko プレミアム会員クーポンコードを登録するまでの期間の radiko プレミアム会員利用料金は、お客さまのご負担となります。ご注意ください。（さかのぼって radiko プレミアム会員クーポンコードを適用することはできません。）
- radiko プレミアム会員クーポンコードを登録後、radiko プレミアムクーポンコード有効期間中に radiko プレミアムを解約すると当該クーポンコードは無効となりますのでご注意ください。
- お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- radiko プレミアム会員クーポンコードの通知後は、事情に関わらず、新たな radiko プレミアム会員クーポンコードの発行及び返却はできません。あらかじめご了承ください。
- radiko プレミアム会員クーポンコードを当社のガス・電気料金等へ充当することはできません。
- radiko プレミアム会員のサービス内容については、株式会社 radiko が定める、ユーザー規約および会員規約に基づくものといたします。ユーザー規約および会員規約の変更により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。

3. 契約の更新について

- ご契約期間満了 1 か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。
- ウイズ radiko プランの契約期間満了後、同内容で契約を継続される場合は、契約更新前に次の radiko プレミアム会員クーポンコードを通知いたします。次の radiko プレミアム会員クーポンコードに基づき radiko プレミアム会員を更新いただく場合は、入力してから 1 年間が新たな radiko プレミアム会員期間となります。radiko プレミアム会員期間中に、重ねて次の radiko プレミアム会員クーポンコードを入力することはできませんので、radiko プレミアム会員期間満了後に次の radiko プレミアム会員クーポンコードを入力してください。radiko プレミアム会員期間満了後は、次の radiko プレミアム会員クーポンコードを入力しない限り、radiko プレミアム会員のサービスはご利用できません。radiko プレミアム会員期間満了後、自動的に radiko プレミアム会員利用料金が課金されることはありません。

4. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中で、お客さまにウイズ radiko プランの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、1か月あたり385円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。また、解約金はradikoプレミアム会員クーポンコードのご使用有無にかかわらず請求いたします。

5. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、お申込みを承諾できない場合があります。

6. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社は radiko プレミアム会員の年間利用料金に変更となった場合に、次の手順に従い ウイズ radiko プラン電気料金その他を変更することがあります。
 - (1) 当社は事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
 - (2) お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいたしません。
 - (3) お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

7. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、ウイズ radiko プランへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- ウイズ radiko プラン限定の抽選特典のお申込みを希望される場合は、ウイズ radiko プランのお申込みとは別途、当社ホームページ内のウイズ radiko プラン抽選特典申込みフォームからお申込みください。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。

料金表

最低料金（最初の 15kWh まで）		単位	料金単価（税込）
		1 契約	841.57 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.21 円
	120kWh をこえ 350kWh まで		24.75 円
	350kWh をこえる分		28.59 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	あり(385円(税込)×残存月数)

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この

場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。) が50 キロワット未満であること。

ウイズ ABEMA プラン 要綱

1. 料金の特徴

- ウイズ ABEMA プランは、株式会社 AbemaTV が提供する「ABEMA プレミアム」がセットになったプランです。ABEMA プレミアムの年間利用料金（月額 960 円（税込）×12 か月相当）は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

2. ABEMA プレミアムクーポンコードについて

- ABEMA プレミアムクーポンコードは電気需給契約が成立し、需給開始となった日以降に、ハガキ等当が適当と判断する方法で通知いたします。
- ABEMA の WEB サイト上にて、お客さまご自身で ABEMA プレミアムクーポンコードを入力していただくことにより、ABEMA A プレミアムを 1 年間ご利用いただくことができます（以下、「ABEMA プレミアム期間」といいます。）。
- 現在 ABEMA プレミアムをご契約中の方は、既存の ABEMA プレミアムの契約の解約手続きを行っていただく必要があります。既存の ABEMA プレミアムの契約を解約されない場合、月額費用が継続して発生しますのでご注意ください。なお、ABEMA プレミアムクーポンコードによる ABEMA プレミアム期間は、入力後ただちに開始されますので、入力にあたっては、既存の ABEMA プレミアムの利用可能期間をあらかじめご確認ください。利用期間の重複に対する返金等には応じかねます。ご注意ください。
- お申込みから、ABEMA プレミアムクーポンコードの通知まで、最長で 2 か月程度を要します。あらかじめご了承ください。ABEMA プレミアムクーポンコード登録前に ABEMA プレミアムをご契約される場合、ABEMA プレミアムクーポンコードを登録するまでの期間の ABEMA プレミアム利用料金は、お客さまのご負担となります。ご注意ください。（さかのぼって ABEMA プレミアムクーポンコードを適用することはできません。）
- お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- ABEMA プレミアムクーポンコードの通知後は、事情に関わらず、新たな ABEMA プレミアムクーポンコードの発行及び返却はできません。あらかじめご了承ください。
- ABEMA プレミアムクーポンコードを当社のガス・電気料金等へ充当することはできません。
- ABEMA プレミアムのサービス内容については、株式会社 AbemaTV が定める、利用規約および月額サービスガイドラインに基づくものといたします。利用規約および月額サービスガイドラインの変更により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。

3. 契約の更新について

- ご契約期間満了 1 か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。
- ウイズ ABEMA プランの契約期間満了後、同内容で契約を継続される場合は、契約更新前に次の ABEMA プレミアムクーポンコードを通知いたします。次の ABEMA プレミアムクーポンコードに基づき ABEMA プレミアムを更新いただく場合は、入力してから 1 年間が新たな ABEMA プレミアム期間となります。ABEMA プレミアム期間中に、重ねて次の ABEMA プレミアムクーポンコードを入力することはできませんので、ABEMA プレミアム期間満了後に次の ABEMA プレミアムクーポンコードを入力してください。ABEMA プレミアム期間満了後は、次の ABEMA プレミアムクーポンコードを入力しない限り、ABEMA プレミアムのサービスはご利用できません。ABEMA プレミアム期間満了後、自動的に ABEMA プレミアム利用料金が課金されることはありません。

4. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中で、お客さまにウイズ ABEMA プランの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、1か月あたり960円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。また、解約金は ABEMA プレミアムクーポンコードのご使用有無にかかわらず請求いたします。
- お客さまにウイズ ABEMA プランの適用がなくなった場合でも、ABEMA プレミアムクーポンコードに基づく ABEMA プレミアム期間満了までは、引き続き ABEMA プレミアムをご利用いただけます。

5. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、お申込みを承諾できない場合があります。

6. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社は ABEMA プレミアムの年間利用料金に変更となった場合に、次の手順に従い ウイズ ABEMA プラン電気料金その他を変更することがあります。
 - (1) 当社は事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
 - (2) お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいたしません。
 - (3) お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

7. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、ウイズ ABEMA プランへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。

料金表

最低料金（最初の 15kWh まで）		単位	料金単価（税込）
		1 契約	1,210.44 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.21 円
	120kWh をこえ 370kWh まで		23.69 円
	370kWh をこえる分		28.59 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	あり(960円(税込)×残存月数)

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

JO1 でんき 要綱

1. 料金の特徴

- JO1 でんきは、当社および吉本興業株式会社が開催する、ご契約者さま限定の JO1 でんきオンラインイベント（以下、「オンラインイベント」という。）が視聴できる JO1 でんきシリアルコード（以下、「シリアルコード」という。）、および JO1 でんきオリジナルグッズ（以下、「オリジナルグッズ」という。）が付帯したプランです。

2. シリアルコードについて

- 電気需給契約が成立し、需給開始となった日以降に、シリアルコードを、ハガキ等当社が適当と判断する方法で通知いたします。
- シリアルコードを利用いただくには、株式会社 Fanplus が提供する、Plus member ID が必要です。
- シリアルコード通知ハガキに記載されている所定の登録方法にて、お客さまご自身でシリアルコードを入力していただきます。
- シリアルコードを入力することで、オンラインイベントを 1 公演視聴することができます。
- シリアルコードを受け取られましたら、速やかに入力してください。
- お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- お申込みから、シリアルコードの通知まで、最長で 2 か月程度を要します。あらかじめご了承ください。
- シリアルコードの通知後は、事情に関わらず、新たなシリアルコードの発行及び返却はできません。あらかじめご了承ください。
- オンラインイベントに関する事項は、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。
- オンラインイベントは原則として年 1 回開催されます。需給契約の成立のタイミングによっては、オンラインイベントが当該契約期間内に開催されない場合がございます。なお、シリアルコードは当該契約期間終了後も使用可能です。
- 非常変災等やむをえない理由により、イベントを延期または中止する場合があります。この場合は、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法によりご案内いたします。

3. オリジナルグッズについて

- オリジナルグッズは、電気需給契約が成立し、需給開始となった日以降に、当社が適当と判断する方法で送付いたします。
- 配送業者の事情による遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- お申込みから、オリジナルグッズの送付まで、最長で 3 か月程度を要します。あらかじめご了承ください。
- オリジナルグッズの内容は当社のホームページに掲載する方法その他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- オリジナルグッズの内容は原則として 1 年ごとに変更いたします。変更内容は、あらかじめ当社のホームページに公表いたします。
- 需給契約の成立のタイミングによっては、お申込み時点と異なるオリジナルグッズが送付される場合があります。
- 年間で複数回申込み・解約を繰り返した場合など、当社が適当でないと判断した場合、オリジナルグッズの送付を遅らせることがあります。あらかじめご了承ください。
- オリジナルグッズの送付後は、当社に責がある場合を除き再送付・返却および交換はできません。当社に責がある場合であっても、使用状況または在庫状況等によっては交換に応じられないことがあります。あらかじめご了承ください。

4. 抽選特典について

- 抽選特典付与の対象となるお客さまは、当社が原則として1年間に一度行う、抽選により決定するものとします。抽選の対象となるのは、抽選時点で需給契約の成立しているお客さまに限り、なお、お客さまのお申込みから需給契約の成立まで時間を要することがありますので、ご了承ください。
- 抽選特典の内容は、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断する方法により公表いたします。
- 抽選特典の内容は、変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 抽選の結果については、郵送その他当社が適当と判断する方法により当選されたお客さまのみに通知するものとします。郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。

5. 契約の更新について

- ご契約期間満了1か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りのご案内に従って、所定の期間内にお手続きください。所定の期間内に契約種別の変更や解約のお手続きがない場合は、所定の期間の最終時点をもって、契約期間満了後も1年間同一条件で継続されるものといたします。
- 契約の更新にあたって、新たなシリアルコードをお客さまに通知し、新たなオリジナルグッズをご送付いたします。なお、オリジナルグッズの送付まで、最長で3か月程度を要します。ご了承ください。

6. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中で、お客さまにJO1でんきの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約期間満了日までの残存期間（1ヶ月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、1か月あたり330円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。また、解約金はシリアルコードのご使用有無に関わらず請求いたします。

7. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

8. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社はシリアルコードやオリジナルグッズの利用料金に変更となった場合に、次の手順に従いJO1でんき電気料金その他を変更することがあります。
 - (1) 当社は事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
 - (2) お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいたしません。
 - (3) お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

9. その他

- お客さまの需要場所によって、適用される料金および供給条件等が異なりますので、約款やパンフレット等にてあらかじめご確認ください。
- 現在ご契約の料金メニューによっては、JO1でんきへの変更によりデメリットが生じる場合があります。詳細の運用等については、約款に定めるとおりといたします。

料金表

<北海道エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	817.60円
	契約電流15アンペア		1,018.90円
	契約電流20アンペア		1,220.20円
	契約電流30アンペア		1,622.80円
	契約電流40アンペア		2,025.40円
	契約電流50アンペア		2,428.00円
	契約電流60アンペア		2,830.60円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	34.28円
	120kWhをこえ360kWhまで		41.64円
	360kWhをこえる分		45.36円

<東北エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	729.60円
	契約電流15アンペア		914.40円
	契約電流20アンペア		1,099.20円
	契約電流30アンペア		1,468.80円
	契約電流40アンペア		1,838.40円
	契約電流50アンペア		2,208.00円
	契約電流60アンペア		2,577.60円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	29.34円
	120kWhをこえ360kWhまで		35.95円
	360kWhをこえる分		40.32円

<中部エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	731.04円
	契約電流15アンペア		889.07円
	契約電流20アンペア		1,047.09円
	契約電流30アンペア		1,363.14円
	契約電流40アンペア		1,679.18円
	契約電流50アンペア		1,995.23円
	契約電流60アンペア		2,311.28円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	20.94円
	120kWhをこえ360kWhまで		24.71円
	360kWhをこえる分		28.65円

<北陸エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	716.04円
	契約電流15アンペア		866.57円
	契約電流20アンペア		1,017.08円
	契約電流30アンペア		1,318.13円
	契約電流40アンペア		1,619.17円
	契約電流50アンペア		1,920.21円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	30.67円
	120kWhをこえ360kWhまで		33.52円
	360kWhをこえる分		36.46円

<関西エリア>

最低料金 (最初の15kWhまで)		単位	料金単価 (税込)
		1契約	881.57円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20.21円
	120kWhをこえ360kWhまで		24.69円
	360kWhをこえる分		28.59円

<中国エリア>

最低料金 (最初の15kWhまで)		単位	料金単価 (税込)
		1契約	1,098.92円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	32.75円
	120kWhをこえ360kWhまで		38.50円
	360kWhをこえる分		41.55円

<四国エリア>

最低料金 (最初の11kWhまで)		単位	料金単価 (税込)
		1契約	1,095.73円
電力量料金	11kWhをこえ120kWhまで	1kWh	30.46円
	120kWhをこえ360kWhまで		36.40円
	360kWhをこえる分		40.78円

<九州エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	688.61円
	契約電流15アンペア		845.91円
	契約電流20アンペア		1,000.22円
	契約電流30アンペア		1,292.83円
	契約電流40アンペア		1,585.44円

	契約電流50アンペア		1,878.05円
	契約電流60アンペア		2,170.66円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18.30円
	120kWhをこえ360kWhまで		23.20円
	360kWhをこえる分		26.97円

燃料費等調整	あり
燃料費等調整の上限	なし
解約金	あり(330円(税込)×残存月数)

※「燃料費等調整」は、「燃料費調整」と「離島ユニバーサル調整」を合算したものです。「離島ユニバーサル調整」は、北海道・東北・中国・九州エリアにおいて適用いたします。

【適用範囲】

<北海道・東北・中部・北陸・九州エリア>

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

<関西・中国・四国エリア>

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

MY 蓄電プラン+（プラス） 要綱

1. 料金の特徴

- MY 蓄電プラン+（プラス）は、蓄電池の遠隔制御サービス^{※1}が付帯されたプランです。
- 一部時間帯において、日本卸電力取引所（JEPX）のスポット市場価格を踏まえ、料金単価が変動します（当社が定めた単価が上限となります）。

※1：当社がオムロン ソーシャルソリューションズ株式会社のサーバーを経由し、遠隔にて蓄電池の充放電制御を行うサービス

2. 適用条件

- MY 蓄電プラン+（プラス）の適用には以下のいずれの条件も満たす必要があります。
(1)当社が指定する事業者^{※2}を通じて購入された当社が指定する蓄電池^{※3}を設置していること。
※2：大阪ガスサービスチェーン
※3：オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社製 蓄電池ユニット 6.5kWh もしくは 9.8kWh
(2)建物内において常時接続可能なインターネット回線を有しており、本蓄電池と接続が可能な通信環境があること。
(3)お客さまの蓄電池を当社が遠隔制御するための契約が締結されていること。
(4)本蓄電池の遠隔制御のため、分散型電源(太陽光、エネファーム等)やV2Hを活用して発電・放電により系統からの電気購入量を制限しないこと。
- お客さまは、適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただき、適用条件を満たしている契約種別に変更いただきます。適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降もMY 蓄電プラン+（プラス）が適用されていた場合、当該検針日まで遡ってベースプランAを適用した場合の料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

3. 蓄電池の遠隔制御サービスについて

- 遠隔制御サービスとは、遠隔でお客さま宅に設置されている蓄電池の充電・放電を制御するサービスです。
- 季節の電力需要の変動を踏まえ、昼間や夜間の電気が安価な時間帯に充電を促し、電気が高価な時間帯に放電を促します。
- MY 蓄電プラン+（プラス）の適用開始と遠隔制御の開始は双方の申込及び適用日によっては、同日にならない場合や一定期間を要する場合があります。
- 遠隔制御サービスはお客さまの料金メリットを保証するものではありません。
- 震災等の場合、遠隔制御サービスを実施できない場合があります。
- 遠隔制御サービスには、MY 蓄電プラン+（プラス）とは別に契約が必要となります。また、解約についても、MY 蓄電プラン+（プラス）とは別に解約の申出が必要となります。
- MY 蓄電プラン+（プラス）以外の料金メニューに変更された場合も、お客さまから当社へ遠隔制御サービスの解約の申出が必要となります。

4. 契約期間・更新について

- お客さまとの需給契約を開始した年については、需給開始日から需給開始日以降最初に到来する3月末日までとし、以降は4月1日から翌年の3月末日までとします。

5. お申込みについて

- M Y 蓄電プラン+（プラス）は、当社の指定店にお申込みいただく必要があります。
- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、お申込みを承諾できない場合があります。

6. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、M Y 蓄電プラン+（プラス）への変更によりデメリットが生じる場合があります。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。

料金表

	季節区分	時間区分	単位	料金単価（税込）
基本料金※1	1 契約につき			498.00 円
	上記に加えて 100kWhにつき			100.00 円
電力量料金	中間季 (3~6,10,11 月)	昼間時間 (8時~16時) ※2	1kWh	~19.98 円
		生活時間 (6~8時、16時~22時)		25.98 円
		夜間時間 (22 時~翌 6 時)		23.98 円
	夏季・冬季 (7~9,12~2 月)	昼間時間 (8時~16時)	1kWh	27.98 円
		生活時間 (6~8時、16時~22時)		24.98 円
		夜間時間 (22 時~翌 6 時) ※2		~19.98 円

※1 基本料金は契約数とその1か月の使用電力量によって算定する上記の2つを加えたものといたします。なお、基本料金のうち使用電力量による算定にあたっては、その1か月の使用電力量を10キロワットの位で切り捨ていたします。

※2 記載単価（基準単価）と日本卸電力取引所（JEPX）のスポット市場価格に基づき算定した市場価格調整単価を比較し、安価な方を適用いたします。本単価は月単位で変動いたします。

燃調費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

MY EVプラン 要綱

1. 料金の特徴

- MY EVプランは、電気自動車等の充電に適した時間帯別料金プランです。
- 昼間の一部時間帯において、日本卸電力取引所（JEPX）のスポット市場価格と連動し、料金単価が変動します（当社が定めた単価が上限となります）。

2. 適用条件

- MY EVプランの適用には以下のいずれの条件も満たす必要があります。
 - (1) 申込者自らまたは申込者同一の家屋に居住している家族（以下「同居家族」と記載）が、申込者または同居家族の名義で電気自動車等を所有していること。
 - (2) 同一の需要場所において、同一の名義により、ガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。
 - (3) 同一の需要場所において、充電機能のみを有した充電設備を所有すること（集合住宅は対象外となります）。
- お客さまは、適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただき、適用条件を満たしている契約種別に変更いただけます。適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降もMY EVプランが適用されていた場合、当該検針日まで遡ってベースプランAを適用した場合の料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。
- MY EVプランの適用をご希望される申込者は、下記の事項等を明らかにして申込みをしていただきます。
 - (1) 燃料の種類
 - (2) 自動車登録番号
 - (3) メーカー・車両名・型式・バッテリー容量
 - (4) 充電設備
 - (5) ガス契約の有無
- 一つの電気自動車等に対して複数の電気需給契約を申込みすることはできません。
- 当社は、当社が必要であると判断した場合、当社に届出た内容の確認を目的として、本人確認資料または対象車両等に関する公的証明書等の資料提出を求める場合があります。

3. 契約期間・更新について

- お客さまとの需給契約を開始した年については、需給開始日から需給開始日以降最初に到来する3月末日までとし、以降は4月1日から翌年の3月末日までとします。

4. お申込みについて

- MY EVプランは、電話およびインターネットによりお申込みいただけます。
- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、お申込みを承諾できない場合があります。

5. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、MY EVプランへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。

料金表

	時間区分	単位	料金単価 (税込)	
			360kWh/月 までの場合	360kWh/月 超の場合
基本料金 ^{※1}		1 契約	480.00 円	450.00 円
電力量料金	昼間時間 (8 時～16 時) ^{※2}	1kWh	～23.60 円	～24.62 円
	生活時間 (6～8時、16時～22時)		23.60 円	24.62 円
	夜間時間 (22 時～翌 6 時)		19.98 円	19.98 円

※1 基本料金および電力量料金は、1 か月の使用電力量によって上記のいずれかに基づき算定いたします。

※2 記載単価（基準単価）と日本卸電力取引所（JEPX）のスポット市場価格に基づき算定した市場価格調整単価を比較し、安価な方を適用いたします。本単価は検針日単位で変動いたします。

燃調費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

① 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

関西エリア以外(北海道・東北・中部・北陸・中国・四国・九州)料金表 (ベース、新生活応援)

ベースプラン A 料金表

<中国エリア>

最低料金 (最初の15kWhまで)		単位	料金単価 (税込)
		1契約	647.68円
	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	32.75円
	120kWhをこえ300kWhまで		39.43円
	300kWhをこえる分		41.55円

<四国エリア>

最低料金 (最初の11kWhまで)		単位	料金単価 (税込)
		1契約	662.88円
	11kWhをこえ120kWhまで	1kWh	30.46円
	120kWhをこえ300kWhまで		37.04円
	300kWhをこえる分		38.41円

ベースプラン B 料金表

<北海道エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	400.60円
	契約電流15アンペア		600.90円
	契約電流20アンペア		801.20円
	契約電流30アンペア		1,201.80円
	契約電流40アンペア		1,602.40円
	契約電流50アンペア		2,003.00円
	契約電流60アンペア		2,403.60円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	34.28円
	120kWhをこえ280kWhまで		40.38円
	280kWhをこえる分		43.99円

<東北エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	369.60円
	契約電流15アンペア		554.40円
	契約電流20アンペア		739.20円
	契約電流30アンペア		1,108.80円
	契約電流40アンペア		1,478.40円

電力量料金	契約電流50アンペア	1kWh	1,848.00円
	契約電流60アンペア		2,217.60円
	最初の120kWhまで		29.34円
	120kWhをこえ300kWhまで		35.44円
	300kWhをこえる分		39.04円

<中部エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	316.04円
	契約電流15アンペア		474.07円
	契約電流20アンペア		632.09円
	契約電流30アンペア		948.14円
	契約電流40アンペア		1,264.18円
	契約電流50アンペア		1,580.23円
	契約電流60アンペア		1,896.28円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	20.94円
	120kWhをこえ300kWhまで		25.03円
	300kWhをこえる分		27.15円

<北陸エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	300.68円
	契約電流15アンペア		451.02円
	契約電流20アンペア		601.37円
	契約電流30アンペア		902.05円
	契約電流40アンペア		1,202.74円
	契約電流50アンペア		1,503.42円
	契約電流60アンペア		1,804.11円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	30.67円
	120kWhをこえ300kWhまで		34.54円
	300kWhをこえる分		36.24円

<九州エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	292.61円
	契約電流15アンペア		438.91円
	契約電流20アンペア		585.22円
	契約電流30アンペア		877.83円
	契約電流40アンペア		1,170.44円
	契約電流50アンペア		1,463.05円
	契約電流60アンペア		1,755.66円

電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18.30円
	120kWhをこえ300kWhまで		23.80円
	300kWhをこえる分		25.07円

燃料費等調整	あり
燃料費等調整の上限	なし
解約金	なし

※「燃料費等調整」は、「燃料費調整」と「離島ユニバーサル調整」を合算したものです。「離島ユニバーサル調整」は、北海道・東北・中国・九州エリアにおいて適用いたします。

【適用範囲】

<北海道・東北・中部・北陸・九州エリア>

- ① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

電気を全く使用しなかった月は、基本料金に 50%の割合を乗じて算定した金額といたします。

<中国・四国エリア>

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

新生活応援プラン料金表

<北海道エリア>

	区分	単位	料金単価（税込）
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	0円
	契約電流15アンペア		0円
	契約電流20アンペア		0円
	契約電流30アンペア		0円
	契約電流40アンペア		0円
	契約電流50アンペア		0円
	契約電流60アンペア		0円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	37.01円 + 契約電流 × 0.335
	120kWhをこえ280kWhまで		41.64円
	280kWhをこえる分		43.99円

<東北エリア>

	区分	単位	料金単価（税込）
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	0円
	契約電流15アンペア		0円
	契約電流20アンペア		0円

	契約電流30アンペア		0円
	契約電流40アンペア		0円
	契約電流50アンペア		0円
	契約電流60アンペア		0円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	31.28円 + 契約電流 × 0.308
	120kWhをこえ300kWhまで		36.37円
	300kWhをこえる分		39.11円

<中部エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	0円
	契約電流15アンペア		0円
	契約電流20アンペア		0円
	契約電流30アンペア		0円
	契約電流40アンペア		0円
	契約電流50アンペア		0円
	契約電流60アンペア		0円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	22.86円 + 契約電流 × 0.267
	120kWhをこえ300kWhまで		25.67円
	300kWhをこえる分		27.76円

<北陸エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	0円
	契約電流15アンペア		0円
	契約電流20アンペア		0円
	契約電流30アンペア		0円
	契約電流40アンペア		0円
	契約電流50アンペア		0円
	契約電流60アンペア		0円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	32.52円 + 契約電流 × 0.252
	120kWhをこえ300kWhまで		34.75円
	300kWhをこえる分		35.36円

<中国エリア>

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1契約	0円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	36.65円
	120kWhをこえ300kWhまで		39.43円
	300kWhをこえる分		40.30円

<四国エリア>

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1契約	0円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	35.06円
	120kWhをこえ300kWhまで		37.27円
	300kWhをこえる分		39.55円

<九州エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	0円
	契約電流15アンペア		0円
	契約電流20アンペア		0円
	契約電流30アンペア		0円
	契約電流40アンペア		0円
	契約電流50アンペア		0円
	契約電流60アンペア		0円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	20.03円 + 契約電流 × 0.263
	120kWhをこえ300kWhまで		23.97円
	300kWhをこえる分		26.16円

燃料費等調整	あり
燃料費等調整の上限	なし
解約金	なし

※「燃料費等調整」は、「燃料費調整」と「離島ユニバーサル調整」を合算したものです。「離島ユニバーサル調整額」は、北海道・東北・中国・九州エリアにおいて適用いたします。

【適用範囲】

<北海道・東北・中部・北陸・九州エリア>

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

<中国・四国エリア>

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

【特典のお申込み】

特典のご利用には、お申込みいただく必要がございます。

お申込み手続き等の詳細は、電気のご契約後にお届けする「電気ご契約内容に関するご案内」よりご確

認ください。

節電オプション実施要項

本節電オプション実施要項（以下、「本要項」といいます。）は、電気供給約款に基づき、当社と電気需給契約を締結するお客さま向けの節電オプション（2(2)参照）について定めたものです。

1. 本要項の実施期日

- 本要項は、2023年6月13日から実施いたします。

2. 定義

- 本要項において、電気供給約款3（定義）に定めがある言葉はその意味で使用し、次の言葉は、それぞれ次の意味で使用いたします。
 - (1) 節電
電気のご使用量を無理のない範囲で節約いただくことをいいます。
 - (2) 節電オプション
6に定める節電行動に取り組んでいただいたお客さまに、節電した電力量（以下、「節電量」といいます。）に応じて、節電の協力へのお礼として7に定めるポイントを付与する無料のオプションをいいます。
 - (3) 冬季
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。
 - (4) マイ大阪ガスポイント
当社が運営する会員制サイト「マイ大阪ガス」において、ご利用いただいたサービスに応じて付与されるポイントをいいます。
 - (5) スマイLINK ボーナス
当社が運営するデジタルプラットフォーム「スマイLINK」において利用できるポイントをいいます。

3. 適用条件

- 節電オプションは、電気供給約款1（適用）(2)に定める関西エリアにおいて、当社と電気需給契約を締結するお客さまに、お客さまのお申込みにもとづき適用いたします。

4. 節電オプションの種別

- 節電オプションの種別は以下の2つとし、お客さまのお申込みにもとづき、以下のいずれかを適用いたします。

節電オプションの名称	付与されるポイント
節電オプション MO	マイ大阪ガスポイント
節電オプション SL	スマイLINK ボーナス

5. 節電オプションの申込み、変更、終了および適用開始時期

- 節電オプションの適用を希望される場合は、電気供給約款Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。また、節電オプションの変更および終了を希望される場合は、電気供給約款Ⅵ（契約の変更および終了）の定めに従うものといたします。
- お客さまが新たに電気需給契約を希望され、合わせて節電オプションの申込みをされる場合の節電オプションの適用開始日は、電気の需給開始日といたします。また、すでに当社との電気需給契約を締

結されているお客さまが新たに節電オプションのみの申込みをされる場合の適用開始日は、お客さまのお申込みを当社が承諾した後の最初の検針日といたします。
また、節電オプションの変更および終了を希望される場合の変更後の節電オプションの適用開始日および終了日は、必要な手続きが完了した日といたします。

6. 節電行動

- 節電を行う日時（以下、「節電要請期間」といいます。）は、夏季および冬季のそれぞれの期間中において、当社が任意で所定の日時を設定し、節電オプションを適用するお客さまに節電に取り組んでいただきます。節電要請期間は、電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。ただし、電気需給の状況等によっては、夏季および冬季のそれぞれの期間中に一度も節電要請期間を設定しない場合があります。
- 節電オプションを適用するお客さまには、無理のない範囲で節電に取り組んでいただきます。節電に取り組んでいただくことによって、お客さまに体調不良や損害が生じた場合であっても、当社はその責めを負いません。

7. 節電の協力へのお礼

- 当社は、6に定める節電行動による節電量に応じて、節電の協力へのお礼としてお客さまにポイントを付与いたします。

(1) 節電量の計算

イ 節電量は□に基づき設定される、お客さまごとの標準的な使用量から節電要請期間における実際の使用量を差し引いた残りの値といたします。

□ 標準的な使用量は、お客さまごとの過去の電気の使用実績を活用し、経済産業省の「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（以下、「ガイドライン」といいます。）」参考1に定める1. 1標準ベースライン（「High 4 of 5（当日調整あり）」）(1)に準じて、節電要請期間に設定した日の、直近5日間（①のただし書の除外条件は適用しないもの）といたします。ただし、節電要請期間に設定した日が連続する場合は、連続する数日間のいずれの日も、初日の直近5日間を対象に算定いたします。

(2) 節電の協力へのお礼

イ お礼の内容

(1)に定める節電量に応じて、マイ大阪ガスポイントまたはスマイ LINK ボーナスを付与いたします。付与するポイントの量は、次の通りといたします。

単位	付与するポイント
節電量1kWhにつき	10ポイント

□ 付与時期

ポイントは、原則として節電に取り組んだ日の属する月の2か月後の月末に付与いたします。なお、ポイントは、当社が当該ポイントにかかる節電量の計算を行う時点で適用されている節電オプションの種別に基づき、マイ大阪ガスポイントまたはスマイ LINK ボーナスを付与いたします。マイ大阪ガスポイントまたはスマイ LINK ボーナスの付与をもってポイント付与の通知に代えるものといたします。

ハ 付与条件

ポイント付与時点で当社との電気需給契約を解約されている場合、節電オプションを解約されている場合、お客さまがマイ大阪ガスの本会員登録を実施されていない場合およびマイ大阪ガスポイントまたはスマイ LINK ボーナスの付与のための条件を満たしていない場合は、ポイントを付与することはできません。それぞれのポイントの付与のための条件に関する事項は、本要項に別段の定めがある場合を除き、マイ大阪ガスご利用規約およびスマイ LINK ご利用規約によるものとします。お客さまがマイ大阪ガスの本会員登録を実施されない場合や、ポイント付与のための条件を満たさなくなった場合等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

8. 節電オプション実施要項の変更

- 当社は、ガイドラインの改定により本要項の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合に、本要項の記載事項を変更することがあります。この場合は、変更後の節電オプション実施要項を当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。

9. その他

- 本要項に定めのない事項は、電気供給約款によるものといたします。

いっとくパスオプション実施要項

本いっとくパスオプション実施要項（以下、「本要項」といいます。）は、電気供給約款に基づき、本要項 3（適用条件）に定める契約種別にて、当社と電気需給契約を締結するお客さま向けのいっとくパスオプション（2(1)参照）について定めたものです。

1. 本要項の実施期日

- 本要項は、2024年11月1日から実施いたします。

2. 定義

- 本要項において、電気供給約款 3（定義）、いっとくパス Prime 会員規約（(2)参照）およびいっとくパス使用者規約（(3)参照）に定めがある言葉はその意味で使用し、次の言葉は、それぞれ次の意味で使用いたします。
 - (1) いっとくパスオプション
加盟店にて利用できるデジタルクーポンの使い放題サービス、当社所定のクーポンが毎月配布されるサービスならびに当社所定のレストラン予約券（当選されたお客さまは一部食事代金の支払い要）、当社所定の商品およびデジタル商品券が当たる抽選に参加できるサービスを受けることができる、本要項 3（適用条件）に定めるお客さまがお申込みいただける電気需給契約の有料のオプションサービスをいいます。
 - (2) いっとくパス Prime 会員規約
いっとくパス Prime について規定する、後段に記載する当社が定める規約をいいます。
 - (3) いっとくパス使用者規約
いっとくパスについて規定する、当社が別途定める規約をいいます。

3. 適用条件

- いっとくパスオプションは、電気供給約款 1（適用）（2）に定める関西エリアにおいて、別紙 1 に定める当社所定の契約種別にて当社と電気需給契約を締結するお客さまに、お客さまのお申込みにもとづき適用いたします。

4. いっとくパスオプションの申込みおよび終了ならびに適用開始および終了時期

- (1) 申込みおよび終了
いっとくパスオプションの適用を希望される場合は、いっとくパス Prime 会員規約に記載の内容を承諾のうえ、お申込みいただくものとし、お申込みにあたっては電気供給約款 II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。また、いっとくパスオプションの終了を希望される場合の手続きは、電気供給約款 37（需給契約の変更）に定める手続きに準ずるものといたします。本要項 3（適用条件）に定める契約種別の電気需給契約が終了した場合は、いっとくパスオプションの適用が終了するものといたします。
- (2) 適用開始および終了時期
お客さまが新たに本要項 3（適用条件）に定める契約種別の電気需給契約を希望され、合わせていっとくパスオプションの申込みをされる場合のいっとくパスオプションの適用開始日は、電気の需給開始日といたします。また、すでに当社との本要項 3（適用条件）に定める契約種別の電気需給契約を締結されているお客さまが新たにいっとくパスオプションのみの申込みをされる場合の適用開始日は、お客さまのお申込みを当社が承諾した後の最初の検針日といたします。また、いっとくパスオプションの終了を希望される場合のいっとくパスオプションの適用終了日は、お客さまより当社に終了を希望する旨を通知いただいた日以降最初の検針日の前日といたします。本要項 3（適用

条件) に定める契約種別の電気需給契約が終了した場合の適用終了日は、当該電気需給契約の終了日といたします。

5. サービス内容

- お客さまに参加いただける抽選の詳細については、別途当社のウェブサイト等に掲載する方法等により公表します。

6. 料金の支払い

(1) 月額料金

いっとくパスオプションの料金の算定および支払にあたっては、電気供給約款Ⅳ（料金の算定および支払い）に準じるものとし、月額 550 円（税込）を電気料金と合わせてお支払いいただきます。なお、いっとくパスオプションが適用されている場合、当社は、いっとくパス Prime 会員規約に定めるサービス料金はいたしません。

(2) 日割計算

前項の月額料金の定めにかかわらず、お客さまが新たに本要項 3（適用条件）に定める契約種別の電気需給契約を希望され、合わせていっとくパスオプションの申込みをされる場合の初回検針日の前日までの料金は、電気需給契約開始日から初回検針日の前日までの日数に基づき、電気供給約款 19（料金の算定）および別表 8（日割計算の基本算式）（1）に準じて算定した金額をお支払いいただくものとし、本要項 3（適用条件）に定める契約種別の電気需給契約が終了した場合の直前の検針日以降の料金も、直前の検針日から電気需給契約終了日までの日数に基づき、同様に算定した金額をお支払いいただくものといたします。また、電気供給約款 19（料金の算定）（3）□の事由に該当する場合の当該料金は、同号および電気供給約款別表 8（日割計算の基本算式）（1）に準じて算定した金額をお支払いいただくものといたします。

7. いっとくパスオプション実施要項の変更

- 当社は、パンデミックの発生等の社会情勢の変化により当社が本要項の変更が必要と判断した場合、その他当社が必要と判断した場合に、本要項の記載事項を変更することがあります。この場合は、変更後のいっとくパスオプション実施要項を当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。

8. その他

- 本要項に定めのない事項は、電気供給約款、いっとくパス Prime 会員規約およびいっとくパス使用規約によるものといたします。また、本要項の定めといっとくパス Prime 会員規約およびいっとくパス使用規約の定めとが抵触する場合、本要項の定めが優先して適用されるものといたします。

■ いくとくパスオプション実施要項 別紙 1

本いくとくパスオプション実施要項 3（適用条件）に定める契約種別は次のとおりです。

● ベースプラン A
● ベースプラン A-G
● スタイルプラン d
● スタイルプラン E-SHARE
● スタイルプラン E-ZERO
● スタイルプラン P
● スタイルプラン S
● 家庭用ガス発電プラン
● ウイズ r a d i k oプラン
● ウイズ A B E M Aプラン
● 新生活応援プラン
● ファミリー応援プラン
● M Y 蓄電プラン+（プラス）
● M Y E Vプラン

いっとくバス Prime 会員規約

第 1 条 本規約

1. 本規約は、大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「いっとくバス Prime」（以下、「本サービス」といいます。）について規定するもので、会員（以下に定義します。）が本サービスを利用する場合には、本規約が適用されます。
2. 本サービスについて本規約に定めのない事項は、別途定めるものを除き、当社の定める「スマイ LINK ご利用規約」及び「いっとくバス使用者規約」の定めが適用又は準用されます（以下、本規約を含む、本サービスに適用又は準用される規約を総称して「関係規約」といいます。）。本規約の定めと「スマイ LINK ご利用規約」及び「いっとくバス使用者規約」の定めとが抵触する場合、本サービスに関する限り、本規約の定めが優先して適用されます。

第 2 条 本規約の範囲、変更及び通知

1. 本規約は、契約者と当社との間の本サービスに係る契約（以下「サービス契約」といいます）に関する一切の關係に適用します。
2. 当社がサービス契約の円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に対し通知（当社ウェブページでの掲載を含みます。以下同じとします。）する本サービスに関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、本規約の全部又は一部を変更できるものとします。この場合、当社は変更前に契約者に当社のウェブサイトに掲載する方法等により通知するものとし、契約者は、変更後の本規約の規定に従うものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、変更が軽微で契約者に不利益にならないと当社が判断した場合は、通知しないものとします。

第 3 条 定義

1. 本サービスは、会員が月額定額制で、加盟店にて利用できるデジタルクーポンの使い放題サービス、当社所定のクーポンが毎月配布されるサービスならびに当社所定のレストラン予約券（当選されたお客さまは一部食事代金の支払い要）、当社所定の商品およびデジタル商品券が当たる抽選に参加できるサービスを受けることができる当社運営のサービスです。なお、当社が定める特典の提供条件、提供内容、利用方法等の詳細については、別途当社のウェブサイトに掲載する方法等により公表します。
2. 「会員」とは、当社が規定した本規約に承諾のうえ、本サービスを申し込み、当社が当該申し込みを承諾した者をいいます。

第 4 条 サービス契約の単位

1. 当社は、本サービスの契約につき、1 ユーザーにつき 1 契約を締結します。

第 5 条 利用申込の条件

1. 本サービスの利用申込をすることができる者は、当社会員サイト「マイ大阪ガス」の会員に限ります。
2. 本サービスのご利用には、当社が推奨する OS バージョン、ブラウザが搭載されたスマートフォン、及びインターネット環境が必要です。あらかじめご確認の上お申し込みください。

<推奨環境>

本サービスを利用できる端末は、スマートフォンに限ります。

OS	・iOS11 以降 ・Android9 以降
ブラウザ	・Safari 最新版 ・Google Chrome 最新版
ネットワーク環境	日本国内からのみアクセス可能です (海外からのアクセスはできません) ※VPN や wi-fi 等をご利用の場合、国内からのアクセスとみなされない場合があります。

3. 本サービスのご利用には、いっとくパス公式 LINE の登録及びお客さま ID 連携が必要となるものがあります。連携が完了していない場合は、本サービスの機能の一部を利用することができません。

第 6 条 利用申込の方法

1. 本サービスを利用する場合は、関係規約に同意の上、当社所定の方法により利用申込を行っていただきます。
2. お客さまが利用申し込みを行い、当社がこれを承諾した日より本サービスをご利用いただけます。

第 7 条 利用申込の承諾等

1. サービス契約は、第 6 条（利用申込の方法）による利用申込に対し、当社が承諾することにより成立するものとします。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合があります。
 - ① 申込内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあったとき。
 - ② 申込者が料金等又は当社との他の契約に基づく債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合。

- ③ 過去に不正使用などにより、本規約、スマイ LINK ご利用規約若しくはいつくパス使用者規約に基づく契約等の解約又は利用を停止された場合
- ④ 第 4 条（利用申込の条件）に規定する条件を満たさないとき。
- ⑤ その他、当社が不相当と判断したとき。

第 8 条 サービス契約の解約

1. サービス契約の解約を希望する場合には、スマイ LINK のマイページからログイン後、アカウント情報より本サービスを解約する手続きを実施、または大阪ガスグッドライフコール（0120-000-555）へのお電話にて解約を当社に対して通知いただきます。
2. サービス契約の解約日は、当社への通知日とします。

第 9 条 当社が行うサービス契約の解約

1. 当社は、以下の各号に該当する場合には、サービス契約を解約することがあります。
 - ① サービス料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合。
 - ② 契約者が、関係規約の内容又は趣旨に違反した場合。
 - ③ 契約者が、第 5 条（利用申込の方法）に規定する利用申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - ④ 契約者が、当社会員サイト「マイ大阪ガス」を退会した場合。
 - ⑤ 当社が本サービスの提供を終了した場合。
 - ⑥ サービス契約の成立後に、契約者が第 7 条（利用申込の承諾等）第 2 項の各号のいずれかの事由に該当することが発覚した場合。
 - ⑦ その他、契約者として不相当と当社が判断した場合。
2. 当社は、前項の規定によりサービス契約を解約しようとする場合は、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。

第 10 条 サービス料金

1. 本サービスの利用料金は、月額 550 円（税込）とします。
2. 会員は本サービスに対し、当社が運営するサービス、スマイ LINK に登録のクレジットカードにて利用料金を毎月支払うものとします。契約期間は、利用開始日から 1 ヶ月間とします。
3. 契約期間満了の前日までに、会員から解約の申し出がない場合、契約は自動的に 1 ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とします。
4. 会員は、契約期間中に本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、サービスの料金を全額支払うものとします。
5. 本サービスの使用に関わる、会員の携帯電話（スマートフォン等）の通信料・接続料等は、会員が負担するものとします。

第 11 条 禁止行為

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
 - ①法令、条例及び本規約に違反する行為および違法な行為を勧誘または助長する行為
 - ②公序良俗に反する行為
 - ③契約者が自分のアカウント情報を他人に取得させる行為
 - ④本サービスを不正に利用する行為
 - ⑤本サービスで得たデジタルクーポンを他人に利用させる行為
 - ⑥加盟店およびその他加盟店のルールに従わない行為
 - ⑦コンピュータウイルスなど有害なプログラムを含む情報を流布する行為
 - ⑧本サービスの正常な運営を妨害する行為
 - ⑨当社、加盟店およびその他加盟店、他の会員の誹謗中傷、名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害に該当する行為
 - ⑩本サービスに関するコンテンツを無断で使用するなど知的財産権を侵害する行為
 - ⑪その他当社が不適切と判断する行為

第 12 条 保証の否認および免責

1. 会員は、加盟店が自己の都合により（臨時）休業、閉店する事態が生ずること、または加盟店の判断により本サービスを提供できない事態等が生ずることなどにより本サービスの利用ができないことがあることを了承し、当社が、本ユーザーが常時すべての加盟店において本サービスを利用できることを保証するものでないことをあらかじめ承諾するものとします。
2. 当社は、加盟店の店舗名、掲載情報等、本サービスに関する全ての情報について、その内容の正確性、最新性、完全性、有用性、信頼性、有用性または合目的性等について、明示的、黙示的を問わずいかなる保証もしないものとします。
3. 当社は、本サービスに関し、会員、加盟店、並びにその他の第三者の間で発生したトラブルについて、直接的に当社の責に帰すべき事由により発生した場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
4. 当社の運営するウェブサイトのアクセス過多その他のシステム上の要因で表示速度の低下やシステム障害が生じたことにより、会員が本サービスを利用することができない等の損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、逸失利益及び間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。また、当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除くいかなる場合も、当社の損害賠償の総額は、損害が生じた日が属する月に当社が契約者から受領すべき本サービスの利用料金（消費税を含む）の範囲を超えません。